

# 白井美容専門学校学則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本校は、美容文化の研究を行い、その知識と技術を授けるとともに、より豊かな教養を培うことによって、専門分野における創造性豊かな人間の育成に努め、わが国の美容文化に指導的な役割を果たす職業人を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校は、白井美容専門学校と称する。

### (位置)

第3条 本校の所在地を富山市西中野本町7番13号に置く。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

### (課程、学科、修業年限、定員)

第4条 本校の課程及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	昼夜別
衛生専門課程	美容学科	2年	20名	40名	昼間

### (学年、学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

### (休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。但し、校長が、特に必要と認める場合には、休業日を変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(4) 夏季休業日 7月25日～8月31日

(5) 冬季休業日 12月25日～1月7日

(6) 春季休業日 3月25日～4月7日

### 第3章 教育課程、授業時数、単位数及び教員組織

#### (教育課程、授業時数、単位数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別紙1(1)、別紙1(2)のとおりとする。

2. 授業時数を単位に換算する規定は、次の各号による。

(1) 授業日数を前期15週、後期15週とし、1単位時間は、50分とする。

(2) 美容学科の授業時間数を単位に換算する場合は、講義、演習、実技、実習とも30時間を1単位とする。

#### (成績評価)

第8条 授業科目の成績評価は、学年末において、定期試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。但し、学年末の時点で退学、休学している者に関しては、成績評価を行わない。

#### (始業及び終業)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

9時25分から16時50分

#### (教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長

(2) 教員

(3) 講師

(4) 事務職員

(5) 学校医

2. 教員の定員、資格は専修学校設置基準並びに監督官庁の定めによる。

3. 校長は校務を掌握し、所属教職員を監督する。

4. 講師は必要に応じて配置する。

### 第4章 入学、休学、退学及び卒業

#### (入学資格)

第11条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

(1) 本校に入学できる者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条の規定により、高等学校を卒業した者、若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)又は監督官庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

(2) 前号の同等以上の学力があると認められた者とは、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定及び同法施行規則第183条の規定により、次の一つに該当する者とする。

ア 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者。

イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施

- 設の当該課程を修了した者。
- ウ 文部科学大臣の指定した者。
- エ 高校卒業程度認定試験規則による高校卒業程度認定試験に合格した者。
- オ 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者。

#### (入学時期)

第12条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

#### (入学手続)

第13条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第23条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験及び書類審査を行い、入学を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者には、入学許可の日から10日以内に第23条の入学金を添えて、手続きをとらなければならない。

#### (転入学)

第14条 本校への転入学を希望する者がある場合には、これを認めない。

#### (休学、復学)

- 第15条 学生が疾病その他、やむを得ない事由により、6ヶ月以上にわたり修学することができないときは、これを証明する書類を添えて保証人連署のうえ、休学を届け出なければならない。
2. 休学期間は1年を超えてはならない。但し、特別な事情がある者には、引き続き休学を許可することがある。なお、休学期間は在学期間に加算せず、休学期間にかかる学生納付金等は徴収しない。但し、納付済の場合は、学期の途中であっても、返還は行わない。
  3. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。復学する場合は原級に復するものとし、当該の学費（入学金を除く）を納付しなければならない。

#### (退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記した書面により、校長の許可を受けなければならない。但し、所定の学費が納入されていない場合は、その納入をもって退学を認める。なお、所定の期日までに納入がない場合には、第21条第1項第1号に基づき除籍処分とする。

#### (修了の認定及び卒業の認定)

- 第17条 第8条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。
2. 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業を認定する。
  3. 前項により、衛生専門課程「美容学科」を卒業した者には専門士（衛生専門課程）の称号を授与する。

#### (留年)

第18条 前条において、進級又は卒業が認定をされなかった者は、留年とする。但し、在学期間は第4

条に定める修業年限に2を乗じたものを限度とする。

## 第5章 賞罰

(褒賞)

第19条 成績優秀にして他の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒)

第20条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められる場合には、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2. 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
3. 次の各号に該当する場合に退学を命ずることができる。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
  - (2) 学力劣等で成業見込みがないと認められる者。
  - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

(除籍)

第21条 学生が次の各号に該当する場合は、除籍される。

- (1) 分納及び延納願いがなく、学費を納入しないとき。
- (2) 学生が死亡したとき。

## 第6章 科目等履修生

(科目等履修生)

第22条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、これを認めない。

## 第7章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第23条 本校の入学検定料、入学金、授業料等は、次のとおりとする。

納付金項目	美容学科
入学検定料	25,000円
入学金	160,000円
授業料(年額)	590,000円
教育充実費(年額)	160,000円
演習実習費(年額)	130,000円

2. 上記学費は校長が定める日までに納入するものとする。但し、分納及び延納願いが受理された場合は、この限りではない。
3. 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者（推薦入学試験合格者を除く）については、原則として入学金を除く学費の返還に応じる。
4. 留年における納付金の扱いは、不認定科目分のみとし、その算出は各学科とも修了すべき総時間数に対する不認定科目分の時間数の割合によるものとする。但し、この場合の解釈として、留年と決定した年度の次年度に不認定科目分を履修して学ぶ場合のことであり、1年以上の休学期間を挟む場合にはこの限りでない。
5. 既に納入された学費は、同条第3項に該当する場合以外返金しない。但し、明らかに重複または超過納入となった場合やその他校長が必要と認めた場合にはこの限りではない。

## 第8章 健康診断

（健康診断）

第24条 健康診断は、年一回実施する。

## 第9章 自己点検・評価、情報公開

（自己点検・評価）

第25条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達するため、本校における教育活動の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

（情報の積極的な提供）

第26条 本校は、教育活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

## 第10章 細則

（施行細則）

第27条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

## 第11章 附帯教育事業

（附帯教育事業）

第28条 附帯教育事業として、次の事業を行う。

- (1) ネイルアート講座
- (2) アートフラワー講座
- (3) マイブランドソーイング講座

2. 入講金、受講料、教育課程その他必要な事項は、別紙2に定める。

## 附 則

1. この学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則の一部改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
3. この学則の一部改正は、平成 12 年 5 月 1 日から施行する。
4. この学則の一部改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
5. この学則の一部改正（第 1、4、6、7、10、14、19 条の一部改正）は、平成 17 年 4 月 1 日以降入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
6. この学則の一部改正は、平成 17 年 3 月 11 日から施行する。
7. この学則の一部改正は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。
8. この学則の一部改正は、富山県知事の認可の日（平成 19 年 8 月 1 日）から施行する。
9. この学則の一部改正（第 17 条納付金）は、平成 19 年 12 月 27 日から施行する。但し、同条第 3 項については、平成 20 年度入学試験合格者から適用する。
10. この学則の一部改正（第 7 条教育課程、授業時数、単位数）は、平成 20 年 8 月 30 日から施行する。
11. この学則の一部改正（第 14 条修了の認定及び卒業の認定）は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
12. この学則の一部改正（第 7 条教育課程、授業時数、単位数）は、平成 24 年 4 月 1 日以降入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
13. この学則の一部改正（第 7 条 教育課程、授業時数、単位数）は、平成 28 年 4 月 1 日以降入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
14. この学則の一部改正（第 7 条 教育課程、授業時数、単位数）は、平成 29 年 4 月 1 日以降入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
15. この学則の一部改正（第 7 条 教育課程、授業時数、単位数）は、平成 29 年 4 月 1 日以降入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
16. この学則の一部改正（第 7 条 教育課程、授業時数、単位数）は、平成 30 年 4 月 1 日以降入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によることができる。
17. この学則の一部改正（第 2 条 名称、第 4 条 課程、学科、修業年限、定員（定員数の変更除く）、第 7 条 教育課程、授業時数、単位数、第 10 条 入学資格、第 14 条 修了の認定及び卒業の認定、第 17 条 納付金、別紙 2 (1)、別紙 2 (2)) は、令和 2 年 4 月 1 日以降入学する学生並びに同年 3 月 31 日現在在籍する学生について適用する。
18. この学則の一部改正（第 4 条 課程、学科、修業年限、定員）の内、学科名の変更については、令和 2 年 4 月 1 日以降入学する学生並びに同年 3 月 31 日現在在籍する学生について適用する。定員数の変更については、令和 3 年 4 月 1 日以降入学する学生より適用する。
19. この学則の一部改正（第 7 条 教育課程、授業時数、単位数 別表 2 (1)、(2)、第 17 条 納付金）の内、第 7 条 教育課程、授業時数、単位数 別表 2 (1)、(2) については、令和 2 年 4 月 1 日以降入学する学生について適用する。同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の例によ

ることができる。第 17 条 納付金の変更については、令和 3 年 4 月 1 日以降入学する学生より適用する。

20. この学則の一部改正（第 6 条 休業日）は、令和 2 年 8 月 8 日から施行する。

21. この学則の一部改正（第 13 条 休学、復学、第 15 条 退学、第 16 条 留年）は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

22. この学則の一部改正（第 1 条 目的、第 4 条 課程、学科、修業年限、定員、第 7 条 教育課程、授業時数、単位数、第 9 条 教職員組織、第 10 条 入学資格、第 14 条 修了の認定及び卒業の認定、第 19 条 納付金、第 21 条 附帯教育事業）は、令和 3 年 6 月 14 日から施行する。

23. この学則の一部改正（第 7 条 教育課程、授業時数、単位数 別紙 1（1）（2）、第 8 条 成績評価、第 10 条 教職員組織、第 14 条 転入学、第 15 条 休学、復学、第 16 条 修了の認定及び卒業の認定、第 21 条 科目等履修生、第 22 条 納付金、第 23 条 除籍、第 25 条 自己点検・評価、第 26 条 情報の積極的な提供、第 27 条 施行細則）の内、第 7 条 教育課程、授業時数、単位数 別紙 1（1）（2）、第 8 条 成績評価、第 10 条 教職員組織、第 14 条 転入学、第 15 条 休学、復学、第 16 条 修了の認定及び卒業の認定、第 21 条 科目等履修生、第 23 条 除籍、第 25 条 自己点検・評価、第 26 条 情報の積極的な提供、第 27 条 施行細則については、令和 4 年 4 月 1 日に施行する。第 22 条 納付金については、令和 5 年 4 月 1 日以降入学する学生より適用する。

24. この学則の一部改正（第 4 条 過程、学科、修業年限、定員、第 8 条 成績評価、第 15 条 休学、復学、第 16 条 退学、第 18 条 留年、第 21 条 除籍、第 23 条 納付金）については、令和 5 年 4 月 1 日に施行する。第 23 条 納付金（学費の変更）については、令和 6 年 4 月 1 日以降入学する学生より適用する。

## 衛生専門課程 美容学科 美容師コース カリキュラム編成表

科目の区分	必修・選択の別	授業科目	第1学年	第2学年	授業時数 合計	単位数
			年間授業時数	年間授業時数		
専門科目	必修	関係法規・制度（講義）	0	30	30	1
		衛生管理（講義）	60	30	90	3
		保健（講義）	60	30	90	3
		化粧品化学（講義）	30	30	60	2
		文化論（講義）	30	30	60	2
		美容技術理論（講義）	90	60	150	5
		運営管理（講義）	0	30	30	1
		美容実習（実技）	405	495	900	30
	選択必修	美容応対マナー（演習）	30	30	60	2
		メイクアップ（実技）	60	0	60	2
		美容デッサン（実技）	60	0	60	2
		総合美容（講義）	30	60	90	3
		ヘアセット（実技）	60	30	90	3
		サロンワーク実習（実技）	90	150	240	8
必修科目授業時数及び単位数			675	735	1,410	47
選択必修科目授業時数及び単位数			330	270	600	20
卒業に必要な総授業時数及び単位数			1,005	1,005	2,010	67



## 衛生専門課程 美容学科 総合美容コース カリキュラム編成表

科目の区分	必修・選択の別	授業科目	第1学年	第2学年	授業時数 合計	単位数		
			年間授業時数	年間授業時数				
専 門 科 目	必 修	関係法規・制度（講義）	0	30	30	1		
		衛生管理（講義）	60	30	90	3		
		保健（講義）	60	30	90	3		
		化粧品化学（講義）	30	30	60	2		
		文化論（講義）	30	30	60	2		
		美容技術理論（講義）	90	60	150	5		
		運営管理（講義）	0	30	30	1		
		美容実習（実技）	405	495	900	30		
	選 択 必 修	美容応対マナー（演習）	30	30	60	2		
		メイクアップ（実技）	60	0	60	2		
		美容デッサン（実技）	60	0	60	2		
		総合美容（講義）	30	60	90	3		
		ヘアセット（実技）	60	30	90	3		
		ネイルアート（実技）	60	60	120	4		
		まつ毛エクステンション（実技）	0	30	30	1		
		エステ（実技）	0	30	30	1		
		着付け（実技）	30	30	60	2		
		必修科目授業時数及び単位数			675	735	1,410	47
		選択必修科目授業時数及び単位数			330	270	600	20
卒業に必要な総授業時数及び単位数			1,005	1,005	2,010	67		

## 附帯教育事業

### A 講座名 ネイルアート講座

1. 開講時期 毎年5月～7月の毎週水曜日 16:30～18:30
2. 募集人員 20名
3. 受講料 20,000円(材料費別)

### B 講座名 アートフラワー講座

1. 開講時期 毎年5月～7月の毎週土曜日 9:30～12:30
2. 募集人員 20名
3. 受講料 20,000円(材料費別)

### C 講座名 マイブランドソーイング講座

1. 開講時期 毎年5月～7月の毎週土曜日 9:30～12:30
2. 募集人員 20名
3. 受講料 30,000円(材料費別)